

2023年 7月 26日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人日本百貨店協会
税制・会計委員会

企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準(案)」 及び 企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する 会計基準の適用指針(案)」等に関するコメント

国内で百貨店業を営む事業者の団体として、貴委員会が本年 5 月 2 日に公表された企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準(案)」及び 企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針(案)」、並びに「固定資産の減損に係る会計基準」・「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」・「収益認識に関する会計基準」等の修正案(以下、すべてのご提案を一括して**本公開草案**)に関するコメントを提出いたします。

なお、本公開草案に関するコメント募集で提示されました質問事項のうち、当協会として特段の意見が無いものにつきましては、記載しておりません。

1. 総論

(質問 1 「開発にあたっての基本的な方針」に関するコメント)

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に、同意いたします。

百貨店は、店舗・売場・施設等に係る多種多様な賃貸契約を行っており、本公開草案が施行されることで新たな会計実務が生じることは不可避であり、実務的な負荷の増加は、必要最小限にしていきたいと考えております。

リース会計基準が開発されるにあたり、仮にすべてのリース取引を借手に対する金融の提供と捉えて、使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用を別個に認識する会計処理が求められた場合には、管理すべき資産や負債が大幅に増加して、会計実務が煩雑になることや、リース契約とは異なる取引であると考えている販売業務委託契約(取引)等をリース取引として認識された場合には、実態と乖離した会計実務(資産・負債の認識)を求められることを心配しておりました。

上記の懸念事項は、本公開草案で完全に払拭されたわけではございませんが、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準として、IFRS 第 16 号のすべての定めを取り入れるのではなく、IFRS の主要な定めの内容のみを取り入れることで、簡素で利

便性が高い会計基準の開発を基本的な方針とされるご提案に、賛成いたします。

また、上記の基本的な方針のもと、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で、代替的な取り扱いを容認されたことや、経過措置を設けたことは、実務的な負荷を低減するご提案であるとして、賛成いたします。

2. 連結財務諸表に加えて個別財務諸表に適用することについて

(質問4「個別財務諸表への適用」に関するコメント)

本公開草案について、連結財務諸表と個別財務諸表の双方に適用するご提案に、同意いたしますが、会計制度の変更が、関連する会社法・租税法等に影響を与える懸念がございます。

本公開草案の内容が、関連法規の見直しへ波及させないよう、関係方面へのご調整をお願いいたします。

本公開草案を個別財務諸表に適用することについて、関連諸法規等との調整を審議された結果、貴委員会は、連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理は同一であるべきとの方針を覆すに値する事情は存在しないものと判断されましたが、当協会は、本公開草案が本来は目的が異なる会社法制や租税制度に影響を与えて、実務的な負荷を増やすことを強く懸念しております。

例えば、適用前と実態に変化が無いにもかかわらず、親子会社間のリースが資産・負債としてオンバランスされることにより、会社法上の大会社(負債200億円以上)になることでコストと実務が増加することや、オンバランスした使用権資産を減損する場合の税務調整等、租税法上の負荷が増加することを懸念しております。

つきましては、本公開草案が、会社法や租税法等の関連法規の見直しに波及させないよう、関係方面とのご調整をお願いいたします。

3. 借手のリース期間について

(質問6「借手のリース期間」に関するコメント)

本公開草案における借手のリース期間に関するご提案につきましては、基本的に同意いたしますが、合理的で確実な解約・延長オプションの見積りの難易度は高いため、設例においてフォローいただくことを要望いたします。

本公開草案における借手のリース期間は、IFRS第16号の定めと同様に、原則として解約不能期間をベースにして、借手が行使することが合理的で確実である延長オプションの対象期間と、借手が行使することが合理的で確実である解約オプションの対象期間を加えて、個々の取引実態に即して判断するもので、IFRSに準拠したご提案と理解しております。

問題は、この「合理的で確実」な期間の見積りの難易度が高く、恣意的な見積もりが可能となれば、財務諸表等の信頼を損なうものとなり、かつ、会計実務の負荷が過大になることを懸念しております。

本公開草案における借手のリース期間に関するご提案は、IFRS に準拠するものとして同意いたしますが、実務的な負担を軽減するため、設例において、「合理的で確実」な期間の見積りにつきまして、明確にさせていただきたくお願いいたします。

※ 設例に関する要望として、当協会コメントの第 6 項（質問 25「設例」に関するコメント）をご参照ください。

4. 短期リースに関する取扱いについて

（ 質問 9 「短期リースに関する簡便的な取扱い」に関するコメント ）

本公開草案の短期リースに関する簡便的な取扱いに関するご提案に、同意いたします。

本公開草案では、借手が、短期リースについて、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せずに、リース料をリース期間にわたって、原則として定額法により費用として計上することを認めるご提案をされたことは、発生額の注記(リース特有の取引に関する情報)が要件とされたものの、現行の会計処理と同様に簡便的な取扱いを認めるものとして、賛成いたします。

5. 少額リースに関する取扱いについて

（ 質問 10 「少額リースに関する簡便的な取扱い」に関するコメント ）

本公開草案の少額リースに関する簡便的な取扱いに関するご提案に、同意いたします。

本公開草案では、借手が、会計上重要性が乏しい少額リースについて、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せずに、リース料をリース期間にわたって、原則として定額法により費用として計上することを認めるご提案をされたことは、現行の簡便な会計実務を容認(金額基準については IFRS 第 16 号との選択適用を容認)されたものとして、賛成いたします。

6. 普通借地・借家契約に係わる設例を設けることについて

（ 質問 25 「設例」に関するコメント ）

本公開草案において、我が国特有の設例を設けることのご提案に、同意いたしますが、設例で示された各種条件から導き出される結論(普通借地契約・普通借家契約に係わるリース期間の判断)につきましては、実務に役立つよう結論を明示いただけますようお願いいたします。

公開草案の設例 8 は、IFRS 第 16 号の定めにはない普通借地契約及び普通借家契約における借手のリース期間を判断するために設けられた我が国特有の設例として感謝いたします。

しかし、折角の設例ですが、例示された条件下では明確なリース期間が見積もれない設例「10 年を超えると判断する蓋然性は低い(設例 8-4)」があり、使い勝手としては微妙なものがございます。

会計実務の負荷を軽減するためにも、設例で示された条件下において必然的に導かれる具体的なリース期間の見積りをお示しいただけますようお願いいたします。

例えば、設例 8-4 の事例であれば、前提条件以外に考慮すべき要因は無いものとしたうえで、「A 社のリース期間は、早期撤退の可能性を考慮して 10 年とするのが適切」との表現に改められることを要望いたします。

7. オペレーティング・リース契約の多い百貨店業界の懸念事項について

(質問 27 「その他」のコメント)

百貨店業界は他産業と比較してオペレーティング・リース契約が多いことから、本公開草案の施行により、財務諸表・信用が悪く見えることを懸念しております。

連結グループ内のリース契約や普通賃貸借契約の多い産業があることにご高配を賜れますようお願いいたします。

本公開草案が、IFRS 第 16 号と同様に、オペレーティング・リースを含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することをご提案されているのは、国際的な会計基準との整合性を持たせるためと承知しております。

一方で、繰り返しになりますが百貨店は、土地・建物・売場等に係る賃貸契約をはじめオペレーティング・リース契約の多い業界であり、本公開草案の影響は他産業よりも大きくなるものと予想しております。

経営実態に変化は無いにもかかわらず、他産業と比べて自己資本比率が著しく悪く見られるなど財務諸表や債務超過等信用リスクへの影響が懸念されることから、本公開草案の施行に向けて、もともと普通賃貸借契約が多い事業者や連結グループ内のリース契約が多い事業者があることにご高配いただけますようお願いいたします。

最後に、本公開草案に対しコメントを出す機会をいただけたことに感謝します。

何卒、実現方ご検討いただけますようお願い申し上げます。

以 上